

移動等円滑化取組計画書

2023年6月15日

住 所 広島市南区京橋町2-24

事業者名 中国ジェイアールバス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 酒井 俊臣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">当社が保有する一般乗合バスの車両においては、2022年度末時点のバリアフリー率は96.1%である。こうした状況を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2023年度にはバリアフリー率100%を目指し取り組んでいく。 <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">主に運転係を対象に、高齢者やお身体の不自由な方が安心して社会参加できる環境を整えるために、接客対応、声掛け等の研修を実施する。バスロケーションシステム（くるけん）を活用した運行車両情報の提供各支店営業所に車いすを配置し、研修等にも活用するとともに、新入社員及び1年経過社員（運転係）を対象に、車いすご利用のお客様に適切な対応をするために教育を継続実施する。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	今後導入車両はノンステップバス順次導入

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降スロープ付きバスの導入	乗降スロープ付きバスを導入

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障がい者に対する応対の基礎知識と研修の実施	高齢者やお身体の不自由な方が安心して社会参加できる環境を整えるために、運転係を対象に応対等に関する基礎知識研修を引き続き実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両の運行情報等の提供	バスロケーションシステム（くるけん）を活用した運行車両情報を提供中（広島県、山口県）

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転係の技術向上	新入社員及び1年経過社員（運転係）を対象に、車いすご利用のお客様に適切な対応をするために教育を継続実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
自社 H.P に車両情報を掲載	新型車両導入時に、車両設備の紹介を H.P 等で紹介する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

サービス介助士資格未取得者に、高齢者・障がい者に対するお客様の対応の基礎知識習得研修を継続実施。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバスの導入	2023年度バリアフリー率100%	

V 計画書の公表方法

HPに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。